

全国水産試験場長会 正副会長職務細則

平成23年4月1日

1 目的

この職務細則は、全国水産試験場長会規約（以下「規約」という。）第6条の規定に基づき、会長及び副会長が行う職務の概要を定める。

2 職務

1) 会長の職務

- ①会務の総括に属すること
- ②幹事会の議長を務めること
- ③水産庁及び水産総合研究センターとの連絡調整を行うこと
- ④国や関係機関に対する要望、提案を行うこと
- ⑤会長印を要する事務を執り行うこと
- ⑥その他会務において生じる事項の処理を行うこと

2) 副会長の職務

副会長は会長事故ある時は、協力してその職務を代行する他、相互の連携協力に配慮しながら次の職務を行う。

(1) 企画担当副会長の職務

- ①優秀研究業績の表彰に関すること
- ②全国大会の開催に関すること
(ただし、大会開催の都道府県が行う事務を除く)
- ③会報に関すること
- ④その他会の活動の情報発信に関すること

(2) 政策担当副会長の職務

- ①海面部会及び内水面部会の運営に関すること、双方部会の運営に関する連携協力に関すること
- ②地域の試験研究の動向の把握と情報発信に関すること
- ③国等の政策等の情報収集と会員への周知に関すること
- ④その他水産試験研究の推進に関すること

3 その他

幹事会、部会等の開催に当たっての議事要録について、会長もしくは副会長がとりまとめの担当幹事を指名し、指名を受けた幹事は議事要録を作成する。

付則 この細則は、平成23年4月1日から実施する。

付則 この細則は、平成27年11月12日から実施する。